

## R8年度 ため池・農道等補助事業

事業名	事業概要・要件	対象者	補助率	問い合わせ先
①水利施設補修等事業	<p>〈事業概要〉 農業水利施設の応急的な補修等や利用しなくなったため池の廃止に対して、一定の助成を行う。</p> <p>〈要件〉 ・各種施設は「特定ため池」を除き、受益戸数が2戸以上であること。 ・国・県等の補助事業の採択要件を満たす工事ではないこと。 ・ため池及び付随する施設の場合、当該ため池について「ため池届」が提出されていること。 ・ため池及び付随する施設の場合かつ当該ため池が「ひょうごのため池安全安心定期点検事業実施要領」第3の1に基づく点検で「要監視」または「要早期改修」判定であれば、同要領第2の2の(1)の規定に基づく保全計画書が提出されていること。 ・ため池及び付随する施設の場合かつ「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第8条に該当する制限行為を実施する際は、同8条に基づく制限行為の許可申請を行うこと。 ・ため池及び付随する施設の場合かつ「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第9条に該当する防災工事を実施する際は、同9条に基づく防災工事計画を提出すること。</p>	神戸市域において営農や防災上の観点から必要となる補修・廃止事業を実施する、同市域に居住もしくは事業所を有する個人及び団体	<p>以下の経費は補助率が1/2となる。 ・パイプライン及び一般水路の補修 ・ポンプ施設の補修 ・ため池及び水管橋等の補修</p> <p>以下の経費は補助率が2/3となる。 ・特定ため池の廃止（埋め立てを除く）</p> <p>・対象事業費は、1工事あたり20万円以上200万円以内であること。 ただし、ポンプ施設の補修の場合は20万円以上250万円以内であること。</p>	
②土地改良施設維持管理適正化事業	<p>数年に一度行うような土地改良施設の整備補修に際し、土地改良区等が5年に分けて均等に事業費の一部を積み立て、国の補助制度を活用するものに対する助成。ただし、以下を要件とする。 ・整備補修事業の場合、1工事費が200万円以上であること。 ・安全管理施設整備対策事業、または防災減災機能等強化事業の場合、1工事費が100万円以上であること。 ・ため池及び付随する施設の場合、当該ため池について「ため池届」が提出されていること。 ・ため池及び付随する施設の場合かつ当該ため池が「ひょうごのため池安全安心定期点検事業実施要領」第3の1に基づく点検で「要監視」または「要早期改修」判定であれば、同要領第2の2の(1)の規定に基づく保全計画書が提出されていること。</p>	土地改良区等	<p>・整備補修事業の場合 事業費の70% (内訳) 国30%、県30%、市10%</p> <p>・安全管理施設整備対策事業の場合 事業費の70% (内訳) 国30%、県30%、市10%</p> <p>・防災減災機能等強化事業の場合 事業費の80% (内訳) 国50%、県20%、市10%</p>	<p>農政計画課 ①～③ Tel: 078-984-0372 ④～⑤ Tel: 078-984-0373</p>
③水利施設管理強化事業	<p>管理者が実施する農業用ため池の低水位管理およびため池管理強化の取組に対する助成。ただし、以下を要件とする。 ・ため池1箇所あたり1,000㎡以上の要領確保が可能なもの ・兵庫県総合治水条例第22条「指定雨水貯留浸透施設」又は同条例第27条「指定貯水施設」に指定(指定済も含む)あるいは指定見込であるもの ・出水期(6月から10月)のうち、少なくとも1ヶ月以上雨水貯留容量を常時確保すること。 ・ため池の適正な管理が行われていること ・さらに、ため池管理の強化を図ること</p>	農業用ため池の管理者	<p>ため池1箇所あたり最大150,000円</p> <p>・低水位管理: 35,000円/月 (年2ヵ月を上限) ・ため池管理強化: 80,000円</p>	
④農道整備事業 (農道移管推進事業)	<p>ほ場整備事業により造成された農道において、道路管理者への移管に必要な手直し工事にかかる経費に対する助成</p>	土地改良区等	事業費の40%	
⑤農道舗装推進助成事業	<p>連坦する農地(受益農家2戸以上)や基幹的な農業用施設(ため池・農業用倉庫・集荷場など(個人所有を除く))の管理に必要な路線の舗装新設に係る経費の一部を助成。ただし、以下を要件とする。</p> <p>・舗装幅員: 有効幅員1.5m(参考 標準は1.8m) ・舗装構成: アスファルト舗装4cm、路盤10cm</p>	土地改良区等	事業費の40%	